

香取市まちづくり条例（案）解説

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民協働によるまちづくり

第1節 市民協働の原則（第4条）

第2節 住民自治協議会（第5条—第8条）

第3節 地域まちづくり計画（第9条）

第4節 市民協働によるまちづくりの支援（第10条—第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民協働によるまちづくりについて、基本理念及びその基本となる事項を定め、市民協働によるまちづくりを積極的に推進し、もって暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

地方分権の進展や少子高齢化など、社会環境が急激に変化する中で、住民のニーズも多様化し、地域課題も複雑化しており、いままで以上に、市民の皆さんの持つ能力や、地域が持っている活力をまちづくりに生かしていく市民協働の取り組みが必要になっています。

このため、市では総合計画の基本理念を「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」とし、平成20年度には市民協働指針「かとりの風」を策定し、市民協働のまちづくりを進めています。

条例では、市民協働によるまちづくりを積極的に推進するための、基本理念と基本となる事項を定めます。基本となる事項については、市民協働による住民自治の新たな仕組みとしての「住民自治協議会」、及び「住民自治協議会」が進める市民協働によるまちづくりの支援などについて定めます。

(定義)

第2条 この条例において「市民協働によるまちづくり」とは、住民、自治会、住民自治協議会その他地域において活動する団体、事業者等の様々な主体（以下「活動主体」という。）及び市（以下「活動主体等」という。）の相互協力の下、活動主体が主導的な役割を果たしつつ、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現を図るための多様な活動を行うことをいう。

2 この条例において「住民自治協議会」とは、第6条の規定による登録を受けた団体をいう。

【解説】

本条例で用いる基本的な用語である、「市民協働によるまちづくり」及び「住民自治協議会」の定義を明らかにしています。

第1項の「市民協働によるまちづくり」とは、その担い手である地域住民一人ひとりをはじめとして様々な活動主体が地域社会の主役として、市を含めて相互に協力・連携しつつ、「暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現を目指し多様な活動を行うこと」をいいます。

第2項の「住民自治協議会」とは、共同体意識の形成が可能な地域（概ね小学校区程度の範囲）において、地域課題の解決に向けた活動を行うため、活動主体の自由な参加が確保され自発的に組織された団体で、申請により市の登録を受けた団体です。具体的な登録要件などについては、第6条にまとめています。

(基本理念)

第3条 市民協働によるまちづくりは、地域の自然、歴史、文化その他の特性を踏まえ、地域の慣習を尊重し維持することを旨として行われなければならない。

2 市民協働によるまちづくりは、活動主体等がその役割及び活動内容を相互に尊重し、交流又は連携を緊密化することにより涵養される理解、信頼等を基礎として行われなければならない。

3 市民協働によるまちづくりは、活動主体の地域社会への関与を拡充し、活動主体の当事者意識を醸成することを旨として行われなければならない。

4 市民協働によるまちづくりは、地域の活動を未来に継続する仕組みを構築し、持続的に維持することができる地域社会を形成することを旨として行われなければならない。

【解説】

香取市市民協働指針（かとりのかぜ）で掲げている「地域の約束10の柱」を4

つの項目にまとめ、市民協働によるまちづくりの基本理念として掲げています。

「地域の約束10の柱」

1. 人々の存立基盤と関係性を支える歴史と空間への理解と保全。
 - ①故郷の山河を大切にしましょう。
 - ②地域の歴史・文化・佇まい・暮らしぶりを培いましょう。
2. 互いを尊重し、人々の生活を通じた豊かな関係性の構築。
 - ③集う場、語り合う場、交流の場を大切にしましょう。
 - ④互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域でありましょう。
3. 地域社会への関与の広がり当事者意識の醸成。
 - ⑤慈しみ、育む、安心安全な活動体制を培いましょう。
 - ⑥市民活動団体の支援体制を育みましょう。
 - ⑦必要な事業や仕組みを提案できるようにしましょう。
 - ⑧地域や市民活動団体の情報共有ができるようにしましょう。
4. 市民協働主体を媒介し、未来へ継続する仕組み。
 - ⑨持続可能な地域でありましょう。
 - ⑩心を重ね、地域の記憶を未来につなげましょう。

※ 詳しくは「香取市市民協働指針（かとりの風）」をご覧ください。

第2章 市民協働によるまちづくり

第1節 市民協働の原則

（市民協働の原則）

第4条 活動主体等は、活動を行う現場を中心に考える現場主義及び地域の課題を自らのこととして捉える当事者主義の下、互いに支えあう「結いの心」を大切にしつつ、次に掲げる原則に従い、市民協働によるまちづくりに取り組むものとする。

- （1）自立した対等な関係の下で、他の活動主体等の役割及び活動内容を理解し、尊重しつつ、相互に補完しながら、目標を共有して活動すること。
- （2）自らの活動内容について積極的な情報提供及び説明を行うことにより、地域の理解を得つつ活動すること。

【解説】

香取市市民協働指針（かとりの風）の「私たちの申し合わせ（協働の原則）」及び「地域の約束の行動理念」をもとに、市民協働の原則として掲げています。

「私たちの申し合わせ（協働の原則）」

1. 自立の考え方…私たちは、まちづくりに主体的に取り組み、自立的に地域活性化を推進する主体となります。
2. 対等の考え方…私たちは、相互に自ら主体となる意思を持って、対等な関係でまちづくりに取り組みます。
3. 相互理解の考え方…私たちは、まちづくり団体各々の特質を充分尊重し、感謝の心を持ってお互いを理解します。
4. 役割合意（双方向性）の考え方…私たちは、参加する主体双方が発意し、相互に合意して活動に取り組みます。
5. 目標共有の考え方…私たちは、自ら解決すべき課題や活動の目的を明確にし、各々理解したうえで活動に取り組みます。
6. 公開の考え方…私たちは、地域の理解や協力が得られるよう積極的に情報を公開します。
7. 説明責任の考え方…私たちは、取り組んでいる地域の活動内容を積極的に説明し信頼が得られるようにします。
8. 補完の考え方…私たちは、互いに補完し合いながらまちづくりに取り組みます。

「地域の約束の行動理念」

（慈しみ、育み、支え合う、地域の約束）

現場主義、当事者主義のもと、結いの心を大切に育みましょう。

※ 詳しくは「香取市市民協働指針（かとりの風）」をご覧ください。

第2節 住民自治協議会

（活動の原則）

第5条 住民自治協議会は、第3条に定める基本理念及び前条の趣旨にのっとり、他の活動主体等と連携を図りつつ活動するものとする。

【解説】

市民協働による住民自治の新たな仕組みとして「住民自治協議会」を設けます。「市民協働によるまちづくり」を推進する「住民自治協議会」の活動の原則として掲げています。

(登録)

第6条 市は、共同体意識の形成が可能な地域として規則で定める地域において、地域課題の解決に向けた活動を行うため、活動主体※1の自由な参加が確保され自発的に組織された団体であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、住民自治協議会として住民自治協議会登録簿に登録することができる。

(1) 次に掲げる活動を行うものであること。

- ア 地域福祉の推進
- イ 地域防災の推進
- ウ 地域環境の保全
- エ 地域教育の推進
- オ 郷土文化の振興
- カ 地域産業の振興
- キ 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援

(2) その活動が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) その活動が、活動を行う地域（以下「活動地域」という。）の住民の理解を得られるものであること。

(4) その活動地域が他の住民自治協議会の活動地域と重複しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の登録を受けようとする団体は、規則に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

【解説】

第1項では、住民自治協議会の登録要件について定めます。

住民自治協議会は、共同体意識の形成が可能な地域として、概ね小学校区を単位として自発的に設立され、地域の身近な課題について話し合い、解決に向けて活動を行う団体です。概ね小学校区としているのは、ある程度の規模が確保でき、お互いの顔が見えるなどコミュニケーションが取りやすい範囲、といった考え方からです。なお、地域の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、複数の学区を併せた地域または学区を分割した地域を住民自治協議会の活動を行う地域とすることができるものとします。

第1号では、住民自治協議会が行う活動について、地域の身近な課題の解決に向けて行われる活動を大きく分類し列記しています。

第2号のアについては、コミュニティビジネスなどについては含まれません。

第2号のイ・ウ・エについては、住民自治協議会の活動の対象から、宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動などを除いたのは、特定の宗教や政治的な立場に偏るものは、市民協働によるまちづくりに関わる活動としては、妥当ではないと考えるためです。

第3号では、住民自治協議会が行う活動が、地域を担う地域住民をはじめ各種団体などの、多くの参加を得ていくことにより、理解を広げていくことが大切であることを表しています。

第4号では、地域住民や自治会などの地縁組織が、複数の住民自治協議会の構成組織として重複することはないことを表しています。

第2項では、住民自治協議会が登録を受けるためには、市長に対し申請書を提出しなければならないことを規定しています。なお、申請書の記載事項として住民自治協議会の名称や事務所の所在地など、添付書類として規約や役員名簿などを必要とする旨について規則に定めます。

※1…住民、自治会その他地域において活動する団体、事業者等の様々な主体をいい、住民自治協議会は含みません。

(変更の届出)

第7条 住民自治協議会は、登録に係る申請の内容に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

【解説】

住民自治協議会は前条第2項により、登録申請を行った際に必要とされる申請書の記載事項や添付書類などに変更があったときは、その内容を市長に届け出る必要があります。

例) 役員などが変わったなど。

(登録の取消し)

第8条 市長は、住民自治協議会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項各号に定める要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 市から受けた支援の活用にあたり不当な行為を行ったとき。
- (4) この条例に違反したとき。

【解説】

住民自治協議会及びその活動は、公益性や社会貢献性を持つものであり、その妥当性と公正性を担保するため、登録を取り消すことができる要件について定めます。

第3節 地域まちづくり計画

(地域まちづくり計画の策定)

第9条 住民自治協議会は、活動地域における課題の解決に向け、活動方針、活動内容等を定めた計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定し、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

2 市は、地域まちづくり計画を尊重するものとする。

【解説】

「地域まちづくり計画」は、住民自治協議会の最初の取り組みで策定するもの

です。住民自治協議会はこれに沿って毎年度の実施事業を計画し具体的な活動を行います。

※「地域まちづくり計画」には以下の内容などが記載されます。

- 地域の特性、資源、課題、住民のニーズなど。
- 地域の課題に対する解決のための活動方針など。
- 実施事業について。
 - ・項目・内容（目的）・実施時期・実施主体（役割分担、協働）など

第4節 市民協働によるまちづくりの支援

（住民自治協議会への支援）

第10条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、住民自治協議会に対し、財政的な支援及びその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

市民協働によるまちづくりを推進するため、住民自治協議会に対し、財政的な支援などを行います。財政的な支援の詳細については要綱で定めます。

※以下の2種類の助成制度を設ける予定です。

1. 計画策定補助金（設立時一度だけ交付）
2. 事業補助金（毎年度交付）以下の3種類を予定
 - ・公益的事業
 - ・コミュニティ維持形成事業
 - ・組織育成事業

（〇〇〇〇支援センター）

第11条 市は、住民自治協議会の活動等を支援するため、「〇〇〇〇支援センター」を設置するものとする。

2 〇〇〇〇支援センターは、住民自治協議会からの相談に応じるとともに、これに対する助言その他必要な業務を行うものとする。

【解説】

住民自治協議会の活動等を支援するため、「支援センター」を設置し、相談などの窓口となり、関係部署との連絡調整や情報提供などを行います。

※「支援センター」は各区事務所（計4箇所）に設置する予定です。なお、名称については現在検討中です。

（地区担当職員制度）

第12条 市は、住民自治協議会の運営等を支援するため、地区担当職員制度を設けるものとする。

【解説】

住民自治協議会の運営等を支援するため、「地区担当職員制度」を設けます。地区担当職員制度の詳細については要綱で定めます。

「地区担当職員制度」

- ・ 市民協働のまちづくりを推進するため地域に出向き支援を行う職員です。
- ・ 住民自治協議会ごとに数名のチームで配置されます。
- ・ 住民自治協議会と行政との間のつなぎ役となります。

（市民協働専門家委員会）

第13条 市長は、市民協働によるまちづくりが効果的に行われるよう、専門的な知識を有する者で構成する市民協働専門家委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）住民自治協議会に関すること。
- （2）地域まちづくり計画に関すること。
- （3）市民協働によるまちづくりに係る取組に対する支援に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市民協働によるまちづくりに関し、市長が必要と認める事項。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他委員会に関し必要な事項については、規則で定める。

【解説】

市民協働によるまちづくりが効果的に行われるように、「住民自治協議会」や「地域まちづくり計画」などに関して、専門的な立場からの助言等を得るため設置します。

第3章 雑則

(検査等)

第14条 市長は、住民自治協議会に対する支援の適正を期するため必要があるときは、当該住民自治協議会に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。

【解説】

住民自治協議会に対する財政的な支援等の適正を期するため、必要に応じて報告を求めることや、検査、質問などを行うことができるものとします。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

【解説】

この条例に定めるもの以外に、条例の施行に関し必要となる事項については、施行規則を設け、そこで規定します。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第13条は、公布の日から施行する。